

社会福祉士国家試験不合格者または未受験者の対応

- ・貸付決定年度に関わらず全修学生において、「新たな制度運用による対応」に統一します。
- ・ただし、令和3年度（第34回）試験においては、以下の通り、経過措置による対応を認めます。

新たな制度運用による対応 【対象】令和3年度（第34回）試験以降／全員		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 * 医師の診断書等（不合格通知や受験票のコピーだけでは認められません）	原則1年以内 * 国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、再猶予可
上記以外の事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思があり、 <u>返還免除対象業務に従事</u>	なし （猶予申請書には従事先の証明が必要）	原則1年以内 * 国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、再猶予可

令和3年度（第34回）試験における経過措置について

《経過措置1》 貸付決定時点の制度運用による対応 【対象】令和3年度（第34回）試験／令和元年度（平成31年度）以前の貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	なし	卒業の翌々年度まで * 国家資格を取得・登録後、介護業務等に従事した場合、再猶予可

《経過措置2》 貸付決定時点の制度運用による対応 【対象】令和3年度（第34回）試験／令和2年度および令和3年度貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 * 国家試験の不合格通知、受験票のコピー等	原則1年以内 * 国家資格を取得・登録後、介護業務等に従事した場合、再猶予可